資料6

損害賠償請求に係る債務名義の実効性に関するアンケート調査　集計結果

1. 実施日：2015年8月4日～2015年9月30日
2. 実施対象：各弁護士会の犯罪被害者支援に関する委員会委員等を中心とした全国の会員
3. 回答事件対象：損害賠償命令制度の施行（2008年12月1日）以降，同制度の対象となる事件に関し，担当した事件
4. 回答人数：83，回答総事件数：224

※設問への整合性の観点から，回答について集計時に一部整理を行っている。

問2　**問1で回答の事件に対し，示談（申し入れられた場合を含む。）や訴訟，損害賠償命令等での損害賠償請求を検討したか**

検討した	213
検討していない	11

問3　**問2で「1 検討した」と回答した場合，弁護人に働きかけたり，被告人に直接請求するなど，実際に活動したか**

活動した	195
活動していない	18

（活動していない主な理由）

相手が無資力。逆恨みも怖かった。
被害者が厳罰を求め示談を望まなかったため
被告人に資力がなく，家族も支援せず+無罪主張された+懲役見込
被告人無資力
回収が困難であることが明らか
刑事記録等で資産・収入がないことがわかったこと，そうであれば当事者が関わりを持つことを避けたいとの意向であった
加害者が無職・無収入であることは明らか，保護者である親は刑事手続にも関与せず非協力的であり賠償が期待できなかったため
否認ゆえ裁判でも証人尋問の負担が見込まれて（損害賠償命令を申し立てても民事は移行する可能性大）それがクリアできても若年ゆえ賠償額が少ないと思われ弁護士費用をかけて裁判等を行うことを諦めた。
遺族が損害賠償請求を希望しなかった。 実父との縁を切りたいとの被害者の意向尊重、犯給金申請予定。 加害者が犯人性を否認、資力に乏しいことが見込まれ被害者が弁護士費用をかけてまで回収したくないとの被害者の意向尊重、労災、犯給金及び障害年金申請予定。

問4　**問3で「1 活動した」と回答した場合，債務名義や示談書作成など一定の成果があったか**

あった	176
なかった	17

問5　**問4で「1 成果があった」と回答した場合，書面上の賠償額**

平均額	1634万円

※金額は，千円以下は切り捨て

問6　問4で「1 成果があった」と回答し，損害賠償請求により債務名義を得た場合，その方法（当てはまる番号一つ）

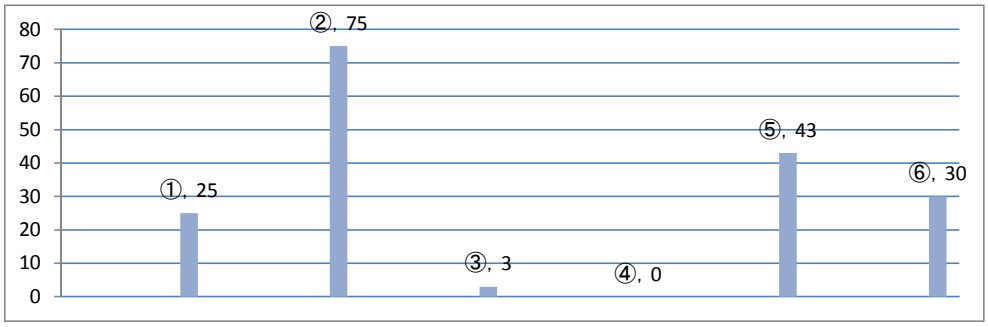

①民事訴訟の判決	25
②損害賠償命令	75
③刑事和解	3
④公正証書	0
⑤示談書・和解書のみ	43
⑥その他	30

損害賠償命令上の和解
民事調停（親を相手方）
受領のみ。示談書作成せず
領収証作成のみ。示談書作成せず
一部弁償+損害賠償
債務名義ではないが、各少年の付添人との交渉を前提とし、審判時に少年が裁判官に弁償の約束したことなどが実効的だった。
民事訴訟上の和解
振込先口座を指定し，任意に入金させた
一部弁償を受けた。残部については民事訴訟提起予定
債務名義はなく領収証のみ：但書は「損害賠償金の一部」
損害賠償命令手続きにおける和解
損害賠償命令手続を経て通常民事訴訟に移行し審理中
被害者の意向により，被害弁償金の一部として受領し，その旨の領収証発行
和解調書
損倍賠償命令申立て→民事訴訟以降→裁判上の和解

問7　賠償に関する書面を作成した際（問5について回答した場合），回収した金額

①全額	70
②一部のみ回収	39
③なし	55

★回収率の平均	49.9%

※回収率＝回収額/書面上の賠償額。それぞれについて明記した150人から算出。

問8　問7で「1 全額」と回答した場合，回収に要した手続（複数回答可）

①任意の支払があった。	70
②強制執行を行った。	1

（①の場合，支払方法について）

A一括	60
B分割	6

（B分割の場合，分割方法）

示談書取り交わし前に54万円受領、取り交わし後に200万円受領
4回に分けて受領後，示談書作成
所有自動車を任意に売却後
2ヶ月に一度。19万円ずつ。さらに強制執行を行う予定。
半年ごとに支払い

問９　「問７」で「２ 一部のみ回収」と回答した場合，一部のみの回収に留まっている理由（複数回答可）

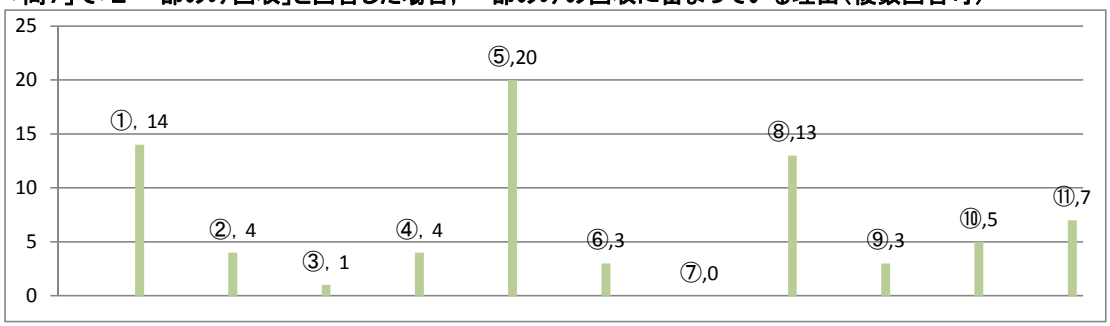

①債務者が一部任意の支払をした後，支払がなくなった。	14
②強制執行手続を取ったが，一部しか回収できなかった。	4
③債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取ることができなかった。	1
④債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取ることができなかった。	4
⑤債務者の資力がないことが明らかで，強制執行手続による回収が期待できない。	20
⑥債務者に資力がない可能性が高く，強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	3
⑦金額が僅少であったため断念した。	0
⑧現在も分割で任意の支払が行われている。	13
⑨債務者が未回収分について任意の支払を誓約している。	3
⑩債権者が未回収分についての任意の支払いを求める交渉や強制執行手続を希望しなかった。	5
⑪その他	7

（⑩理由）

加害者と縁を切って忘れたい
これ以上事件を思い出させることは避けたいとの本人の希望。

（⑪その他）

判決に先立って，一部のみ任意の支払いあり
債務者が10年以上の服役となるため
和解に基づく分割返済の遅滞後、債務者が知人等の援助により一括返済できる金額で新たに示談し、確実な回収を優先したため
全額一括賠償の資力がない
和解条項に、分割支払金合計が86万円に達した時点でその世の支払いを免除するとの条項がある。裁判官が債務者の任意の履行を確保するためだからという理由でこの条項を入れるよう強く勧めた。
債務者の父からの支払い。本人には資力なし
任意で100万円を支払ったが，被害者は納得できず，損害賠償命令事件をその後に申し立てた

問１０　「問7」で「3 なし」と回答した場合，全く回収できていない理由（複数回答可）

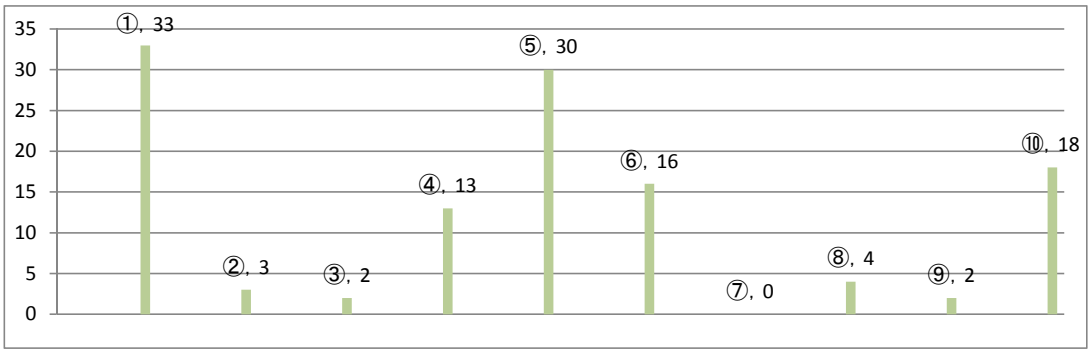

①債務者が任意の支払をしない。	33
②強制執行手続を取ったが，不奏功だった。	3
③債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取れなかった。	2
④債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取れなかった。	13
⑤債務者の資力がないことが明らかで，強制執行手続による回収が期待できない。	30
⑥債務者に資力がない可能性が高く，強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	16
⑦金額が僅少であったため断念した。	0
⑧債務者が任意の支払を誓約している。	4
⑨債権者が任意の支払を求める交渉や強制執行手続を希望しなかった。	2
⑩その他	18

（⑨理由）

加害者と関わりたくない，逆恨みが怖い

（⑩その他理由）

受刑中だったためこれまで支払っていなかったが出所後分割で払う旨の連絡がきた
犯罪被害者給付金の申請をしていた
今後長期間服役する
出所後に交渉することを双方が希望している。
異議申立により，民事訴訟へ移行
不動産を仮差押の上、現在民事訴訟中
加害者の妻から不倫慰謝料請求権を被担保債権として仮差し押さえされた。
出所後家族に近づいてこないようにする目的もあって，命令申立
債務者が現在刑務所で服役中。債務者に資力はなく，弁護人から家族の特定はなかった。
現在刑務所に服役中
現在，強制執行手続申し立て中である。
2015年8月末からの分割払いのため，支払い期未到来

問１１　問9又は問10で「4 債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取れなかった。」と回答した場合，財産開示手続を利用したか。

①利用した	0
②利用していない	23

問１２　問11で「2 利用していない」と回答した場合，財産開示手続を利用しなかった理由（複数回答可）

①そのような手続があることを知らなかった。	0
②手続を利用しても実効性がないと思った。	21
③その他	3

（③その他理由）

加害者が服役中
費用がかかるだけ

事件名（罪名）別　回答集計結果

	総数	問2		問3			問4		問5	問6							問7			回収率平均(%) ※回収率＝回収額/書面上の賠償額
		1 検討した	2 検討していない	1 活動した	2 活動していない	2-a 活動していない理由	1 成果があった	2 成果がなかった	書面上の賠償額（万） ※各平均	1 民事訴訟の判決	2 損害賠償命令	3 刑事和解	4 公正証書	5 示談書・和解書のみ	6 その他	6-a その他	1 全額	2 一部のみ回収	3 なし	
殺人	35	30	5	24	6	・遺族が希望しなかった。（他に同旨の回答あり）	22	1	5243	7	14	0	0	0	1	民事調停	0	8	13	3.2%
殺人未遂	4	2	2	2	0		1	1	350	0	0	0	0	0	1	損害賠償命令→通常訴訟に移行した後，和解	0	1	0	1.4%
傷害致死	20	20	0	19	1	被告人無資力	16	2	5418	3	11	0	0	0	2	・損害賠償命令上の和解 ・通常訴訟に移行後，書面上の和解	0	6	10	1.4%
傷害	36	35	1	34	1	相手が無資力。逆恨みも怖かった。	31	3	427	7	6	2	0	11	5	・民事調停（親を相手方） ・民事訴訟上の和解 ・一部弁償を受けた。残部については民事訴訟提起予定 ・被害者の意向により，被害弁償金の一部として受領し，その旨の領収証発行	16	7	6	69.3%
強姦	17	17	0	16	1	否認ゆえ裁判でも証人尋問の負担が見込まれて（損害賠償命令を申し立てても民事は移行する可能性大）それがクリアできても若年ゆえ賠償額が少ないと思われ弁護士費用をかけて裁判等を行うことを諦めた。	16	0	409	2	5	0	0	7	2	・一部弁償+損害賠償 ・民事訴訟の和解	7	5	3	46.7%
準強姦	2	2	0	2	0		2	0	225	0	0	0	0	1	1	・損害賠償命令手続における和解	1	1	0	80.0%
強姦致傷	16	15	1	14	1	・加害者が犯人性を否認、資力に乏しいことが見込まれ被害者が弁護士費用をかけてまで回収したくないとの被害者の意向尊重、労災、犯給金及び障害年金申請予定。	11	3	309	1	4	0	0	0	6	・損害賠償命令手続での和解成立 ・債務名義はなく領収証のみ：但書は「損害賠償金の一部」 ・民事訴訟上の和解 ・被害弁償金の一部として受領し，その旨の領収証発行 ・債務名義ではないが、各少年の付添人との交渉を前提とし、審判時に少年が裁判官に弁償の約束したことなどが実効的だった。 ・被害者の意向により，被害弁償金の一部として受領し，その旨の領収証発行	3	5	1	47.5%
集団強姦	1	1	0	1	0		1	0	1250	1	0	0	0	0	0		0	1	0	※計算不能のため省略
集団強姦致傷罪	1	1	0	1	0		1	0	800	0	1	0	0	0	0		0	0	1	0.0%
強姦未遂	2	2	0	2	0		1	1	300	0	1	0	0	0	0		1	0	0	100.0%
強制わいせつ	49	49	0	48	1	・被害者が厳罰を求め示談を望まなかったため	45	3	222	1	16	1	0	19	8	・損害賠償命令手続での和解成立 ・振込先口座を指定し，任意に入金させた ・損害賠償命令手続を経て通常民事訴訟に移行し審理中 ・親権者の意向により，被害弁償金の一部として受領し，その旨の領収証発行 ・和解調書 ・損倍賠償命令申立て→民事訴訟移行→裁判上の和解 ・訴訟上の和解	30	2	10	77.8%
準強制わいせつ	5	5	0	5	0		5	0	156	1	3	0	0	1	0		3	1	1	62.4%
強制わいせつ未遂	1	1	0	1	0		1	0	40	0	0	0	0	1	0		1	0	0	100.0%
準強制わいせつ未遂	1	1	0	1	0		1	0	258	0	1	0	0	0	0		0	0	1	0.0%
強制わいせつ致傷	5	5	0	5	0		5	0	212	0	3	0	0	2	0		3	0	2	60.0%

事件名（罪名）別　回答集計結果

	総数	問8					問9												
		1 任意の支払があった	1-a 支払方法			2 強制執行を行った	1 債務者が一部任意の支払をした後，支払がなくなった。	2 強制執行手続を取ったが，一部しか回収できなかった。	3 債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取ることができなかった。	4 債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取ることができなかった。	5 債務者の資力がないことが明らかで，強制執行手続による回収が期待できない。	6 債務者に資力がない可能性が高く，強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	7 金額が僅少であったため断念した。	8 現在も分割で任意の支払が行われている。	9 債務者が未回収分について任意の支払を誓約している。	10 債権者が未回収分についての任意の支払いを求める交渉や強制執行手続を希望しなかった。	10-a 理由	11 その他	11-a 理由
			A 一括	B 分割	1-b 分割方法														
殺人	35	0	0	0		0	1	3	1	1	3	1	0	2	2	2		2	・全額一括賠償の資力がない ・債務者の父からの支払い。本人には資力なし
殺人未遂	4	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
傷害致死	20	0	0	0		0	1	1	0	0	3	0	0	4	0	0		0	
傷害	36	16	13	2	・H26.5～H34.8 毎月３万円 H26.4に250万円 ・4回に分けて 受領後，示談書 作成	1	5	0	0	1	3	1	0	2	0	0		1	和解に基づく分割返済の遅滞後、債務者が知人等の援助により一括返済できる金額で新たに示談し、確実な回収を優先したため
強姦	17	7	5	0		0	3	0	0	1	4	0	0	1	1	0		1	債務者が10年以上の服役となるため
準強姦	2	1	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	和解条項に、分割支払金合計が86万円に達した時点でその世の支払いを免除するとの条項がある。裁判官が債務者の任意の履行を確保するためだからという理由でこの条項を入れるよう強く勧めた。
強姦致傷	16	3	2	1		0	3	0	0	1	3	1	0	1	0	1	加害者と縁を切って忘れたい	1	任意で100万円を支払ったが，被害者は納得できず，損害賠償命令事件をその後に申し立てた
集団強姦	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		0	
集団強姦致傷罪	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
強姦未遂	2	1	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
強制わいせつ	49	30	27	2	・示談書取り交わし前に54万円受領、取り交わし後に200万円受領 ・6回払い	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1		0	
準強制わいせつ	5	3	3	0		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	これ以上事件を思い出させることは避けたいとの本人の希望。	0	
強制わいせつ未遂	1	1	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
準強制わいせつ未遂	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
強制わいせつ致傷	5	3	3	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	判決に先立って，一部のみ任意の支払いあり

事件名(罪名)別　回答集計結果

	総数	問10												問11		問12			
		1 債務者が任意の支払をしない。	2 強制執行手続を取ったが，不奏功だった。	3 債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取れなかった。	4 債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取れなかった。	5 債務者の資力がないことが明らかで，強制執行手続による回収が期待できない。	6 債務者に資力がない可能性が高く，強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	7 金額が僅少であったため断念した。	8 債務者が任意の支払を誓約している。	9 債権者が任意の支払を求める交渉や強制執行手続を希望しなかった	理由	10 その他	10-a 理由	1 利用した	2 利用していない	1 そのような手続があることを知らなかった。	2 手続を利用しても実効性がないと思った。	3 その他	3-a 理由
殺人	35	7	1	0	3	8	2	0	0	1		6	・別途債務者の身内が一部を払うとのこと。 ・債務者が受刑中 ・今後長期間服役する ・現在，強制執行手続申し立て中である。	0	4	0	3	1	加害者が服役中
殺人未遂	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
傷害致死	20	7	0	0	3	8	3	0	2	0		3	・犯罪被害者給付金の申請をしていた ・今後長期間服役する ・出所後家族に近づいてこないようにする目的もあって，命令申立	0	4	0	4	0	
傷害	36	4	2	1	0	3	0	0	0	0		2	・加害者の妻から不倫慰謝料請求権を被担保債権として仮差し押さえされた。	0	2	0	2	0	
強姦	17	1	0	0	0	2	0	0	0	0		2	・出所後に交渉することを双方が希望している。 ・受刑中だったためこれまで支払っていなかったが出所後分割で払う旨の連絡がきた	0	1	0	1	0	
準強姦	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
強姦致傷	16	0	0	0	0	0	1	0	0	0		0		0	1	0	1	0	
集団強姦	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
集団強姦致傷罪	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0		0		0	1	0	1	0	
強姦未遂	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
強制わいせつ	49	6	0	0	4	3	4	0	1	1	加害者と関わりたくない，逆恨みが怖い	4	・不動産を仮差押の上、現在民事訴訟中 ・債務者が現在刑務所で服役中。債務者に資力はなく，弁護人から家族の特定はなかった。 ・現在刑務所に服役中 ・2015年8月末からの分割払いのため，支払い期未到来	0	6	0	6	2	・費用がかかるだけ
準強制わいせつ	5	1	0	0	1	0	1	0	0	0		0		0	1	0	1	0	
強制わいせつ未遂	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
準強制わいせつ未遂	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
強制わいせつ致傷	5	1	0	0	0	1	1	0	1	0		0		0	1	0	0	0	

事件名(罪名)別　回答集計結果

	総数	問2		問3			問4		問5	問6							問7			回収率平均(%) ※回収率＝回収額/書面上の賠償額
		1 検討した	2 検討していない	1 活動した	2 活動していない	2-a 活動していない理由	1 成果があった	2 成果がなかった	書面上の賠償額（万） ※各平均	1 民事訴訟の判決	2 損害賠償命令	3 刑事和解	4 公正証書	5 示談書・和解書のみ	6 その他	6-a その他	1 全額	2 一部のみ回収	3 なし	
傷害わいせつ致傷	1	1	0	1	0		1	0	100	0	1	0	0	0	0		0	0	1	0.0%
わいせつ略取	1	1	0	1	0		1	0	330	0	1	0	0	0	0		1	0	0	100.0%
逮捕監禁致傷	1	1	0	1	0		0	1	※計算不能のため省略	0	0	0	0	0	0		0	0	0	※計算不能のため省略
強盗殺人	10	10	0	6	4	・回収が困難であることが明らか ・加害者が無職・無収入であることは明らか，保護者である親は刑事手続にも関与せず非協力的であり賠償が期待できなかったため ・被害者に資力がなく，回収可能性なし ・遺族が希望しなかった。	4	2	3869	0	4	0	0	0	0		0	2	2	0.4%
強盗致死	1	0	1	0	0		0	0	※計算不能のため省略	0	0	0	0	0	0		0	0	0	※計算不能のため省略
強盗致傷	5	5	0	4	1	被告人に資力がなく，家族も支援せず+無罪主張された+懲役見込	4	0	89	1	1	0	0	0	2	・領収証作成のみ。示談書作成せず ・被害者の意向により，被害弁償金の一部として受領し，その旨の領収証発行	1	0	1	50.0%
強盗強姦	3	2	1	1	1	刑事記録等で資産・収入がないことがわかったこと，そうであれば当事者が関わりを持つことを避けたいとの意向であった	1	0	608	0	1	0	0	0	0		0	0	1	0.0%
強盗未遂	2	2	0	2	0		2	0	7	0	0	0	0	1	1	受領のみ。示談書作成せず	1	0	0	100.0%
危険運転致死	3	3	0	3	0		3	0	7676	0	2	0	0	0	1	賠償命令に対し相手方が異議申立を行い，民事訴訟に移行し，一審判決に対し相手方が控訴し，控訴審にて和解	2	0	1	66.6%
児童福祉法違反	1	1	0	0	1	実父との縁を切りたいとの被害者の意向尊重、犯給金申請予定。	0	0	※計算不能のため省略	0	0	0	0	0	0		0	0	0	※計算不能のため省略
嘱託殺人	1	1	0	1	0		1	0	3199	1	0	0	0	0	0		0	0	1	0.0%
計	224	213	11	195	18		176	17		25	75	3	0	43	30		70	39	55	

事件名(罪名)別　回答集計結果

	総数	問8				問9													
		1 任意の支払があった	1-a 支払方法			2 強制執行を行った	1 債務者が一部任意の支払をした後，支払がなくなった。	2 強制執行手続を取ったが，一部しか回収できなかった。	3 債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取ることができなかった。	4 債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取ることができなかった。	5 債務者の資力がないことが明らかで，強制執行手続による回収が期待できない。	6 債務者に資力がない可能性が高く，強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	7 金額が僅少であったため断念した。	8 現在も分割で任意の支払が行われている。	9 債務者が未回収分について任意の支払を誓約している。	10 債権者が未回収分についての任意の支払いを求める交渉や強制執行手続を希望しなかった。	10-a 理由	11 その他	11-a 理由
			A 一括	B 分割	1-b 分割方法														
傷害わいせつ致傷	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
わいせつ略取	1	1	0	1	130万一括+25万×8回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
逮捕監禁致傷	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
強盗殺人	10	0	0	0		0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0		0	
強盗致死	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
強盗致傷	5	1	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
強盗強姦	3	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
強盗未遂	2	1	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
危険運転致死	3	2	2	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
児童福祉法違反	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
嘱託殺人	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
計	224	70	60	6		1	14	4	1	4	20	3	0	13	3	5	0	7	0

事件名(罪名)別　回答集計結果

	総数	問10												問11		問12			
		1 債務者が任意の支払をしない。	2 強制執行手続を取ったが，不奏功だった。	3 債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取れなかった。	4 債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取れなかった。	5 債務者の資力がないことが明らかで，強制執行手続による回収が期待できない。	6 債務者に資力がない可能性が高く，強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	7 金額が僅少であったため断念した。	8 債務者が任意の支払を誓約している。	9 債権者が任意の支払を求める交渉や強制執行手続を希望しなかった	理由	10 その他	10-a 理由	1 利用した	2 利用していない	1 そのような手続があることを知らなかった。	2 手続を利用しても実効性がないと思った。	3 その他	3-a 理由
傷害わいせつ致傷	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
わいせつ略取	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
逮捕監禁致傷	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
強盗殺人	10	1	0	0	1	1	1	0	0	0		1	異議申立により，民事訴訟へ移行	0	1	0	1	0	
強盗致死	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
強盗致傷	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
強盗強姦	3	1	0	1	1	0	1	0	0	0		0		0	1	0	1	0	
強盗未遂	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
危険運転致死	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
児童福祉法違反	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
嘱託殺人	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
計	224	33	3	2	13	30	16	0	4	2		18		0	23	0	21	3	

書面上賠償額別　回答集計
※問5「書面上の賠償額（万）」が明記された173人から集計
※問1～問4は省略

	総数	問5	問6							問7			回収率平均(%) ※回収率＝回収額/書面上の賠償額	問8				
		書面上の賠償額（万） ※各平均	1 民事訴訟の判決	2 損害賠償命令	3 刑事和解	4 公正証書	5 示談書・和解書のみ	6 その他	6-a その他	1 全額	2 一部のみ回収	3 なし		1 任意の支払があった	1-a 支払方法			2 強制執行を行った
															A 一括	B 分割	1-b 分割方法	
～30万円	7	17	1	0	0	0	4	2	・受領のみ。示談書作成せず ・民事訴訟上の和解	6	0	0	100.0%	6	6	0		0
30万1円～100万円	34	72	3	7	2	0	14	7	・債務名義ではないが、各少年の付添人との交渉を前提とし、審判時に少年が裁判官に弁償の約束したことなどが実効的だった。 ・振込先口座を指定し，任意に入金させた ・一部弁償を受けた。残部については民事訴訟提起予定 ・親権者の意向により，被害弁償金の一部として受領し，その旨の領収証発行 ・損倍賠償命令申立て→民事訴訟移行→裁判上の和解	17	4	8	66.7%	17	15	1		1
100万1円～300万円	53	208	3	20	1	0	19	10	・損害賠償命令手続での和解成立 ・民事調停（親を相手方） ・債務名義はなく領収証のみ：但書は「損害賠償金の一部」 ・被害者の意向により，被害弁償金の一部として受領し，その旨の領収証発行 ・和解調書 ・訴訟上の和解	31	6	13	67.0%	31	26	3	・示談書取り交わし前に54万円受領、取り交わし後に200万円受領 ・4回に分けて受領後，示談書作成 ・6回払い	0
300万1円～1000万円	32	522	4	15	0	0	7	6	・一部弁償+損害賠償 ・損害賠償命令→通常訴訟に移行した後，和解 ・民事訴訟上での和解 ・通常訴訟に移行後，書面上の和解	12	12	6	51.1%	12	9	2	・H26.5～H34.8　毎月3万円 H26.4に250万円 ・130万一括+25万×８回	0
1000万1円～3000万円	15	2199	6	9	0	0	0	0		2	6	7	18.2%	2	2	0		0
3000万1円～	32	6857	8	21	0	0	0	3	・損害賠償命令上の和解 ・賠償命令に対し相手方が異議申立を行い，民事訴訟に移行し，一審判決に対し相手方が控訴し，控訴審にて和解 ・民事調停	2	10	20	8.4%	2	2	0		0
計	173		25	72	3	0	44	28		70	38	54		70	60	6		1

書面上賠償額別　回答集計
※問5「書面上の賠償額（万）」が明記された173人から集計
※問1～問4は省略

		問9												
	総数	1 債務者が一部任意の支払をした後，支払がなくなった。	2 強制執行手続を取ったが，一部しか回収できなかった。	3 債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取ることができなかった。	4 債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取ることができなかった。	5 債務者の資力がないことが明らかで，強制執行手続による回収が期待できない。	6 債務者に資力がない可能性が高く，強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	7 金額が僅少であったため断念した。	8 現在も分割で任意の支払が行われている。	9 債務者が未回収分について任意の支払を誓約している。	10 債権者が未回収分についての任意の支払いを求める交渉や強制執行手続を希望しなかった。	10-a 理由	11 その他	11-a 理由
～30万円	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
30万1円～100万円	34	3	0	0	0	2	0	0	0	0	1		0	
100万1円～300万円	53	4	0	0	1	3	1	0	0	0	1	加害者と縁を切って忘れたい	2	・判決に先立って，一部のみ任意の支払いあり ・和解条項に、分割支払金合計が86万円に達した時点でその世の支払いを免除するとの条項がある。裁判官が債務者の任意の履行を確保するためだからという理由でこの条項を入れるよう強く勧めた。
300万1円～1000万円	32	5	0	0	2	7	1	0	4	1	1	これ以上事件を思い出させることは避けたいとの本人の希望。	3	・債務者が10年以上の服役となるため ・和解に基づく分割返済の遅滞後、債務者が知人等の援助により一括返済できる金額で新たに示談し、確実な回収を優先したため ・任意で100万円を支払ったが，被害者は納得できず，損害賠償命令事件をその後に申し立てた
1000万1円～3000万円	15	0	1	1	0	2	0	0	4	2	0		1	全額一括賠償の資力がない
3000万1円～	32	2	3	0	1	6	1	0	4	0	2		1	債務者の父からの支払い。本人には資力なし
計	173	14	4	1	4	20	3	0	12	3	5		7	

書面上賠償額別　回答集計
※問5「書面上の賠償額（万）」が明記された173人から集計
※問1～問4は省略

		問10												問11		問12			
	総数	1 債務者が任意の支払をしない。	2 強制執行手続を取ったが，不奏功だった。	3 債務者の所在がわからなかったため強制執行手続を取れなかった。	4 債務者の財産が不明だったため強制執行手続を取れなかった。	5 債務者の資力がないことが明らかで，強制執行手続による回収が期待できない。	6 債務者に資力がない可能性が高く，強制執行手続による回収が期待できない可能性が高い。	7 金額が僅少であったため断念した。	8 債務者が任意の支払を誓約している。	9 債権者が任意の支払を求める交渉や強制執行手続を希望しなかった	理由	10 その他	10-a 理由	1 利用した	2 利用していない	1 そのような手続があることを知らなかった。	2 手続を利用しても実効性がないと思った。	3 その他	3-a 理由
～30万円	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	
30万1円～100万円	34	5	2	0	3	1	3	0	0	0		4	・加害者の妻から不倫慰謝料請求権を被担保債権として仮差し押さえされた。 ・現在刑務所に服役中 ・2015年8月末からの分割払いのため，支払い期未到来	0	4	0	4	1	費用がかかるだけ
100万1円～300万円	53	8	0	1	2	8	3	0	2	1	加害者と関わりたくない，逆恨みが怖い	1	債務者が現在刑務所で服役中。債務者に資力はなく，弁護人から家族の特定はなかった。	0	6	0	5	1	費用がかかるだけ
300万1円～1000万円	32	3	0	1	2	1	4	0	0	0		2	・受刑中だったためこれまで支払っていなかったが出所後分割で払う旨の連絡がきた ・出所後に交渉することを双方が希望している。	0	5	0	5	0	
1000万1円～3000万円	15	5	1	0	3	3	2	0	0	0		2	・犯罪被害者給付金の申請をしていた ・今後長期間服役する	0	4	0	3	1	加害者が服役中
3000万1円～	32	12	0	0	3	16	4	0	2	1		8	・別途債務者の身内が一部を払うとのこと。 ・債務者が受刑中 ・今後長期間服役する ・異議申立により，民事訴訟へ移行 ・出所後家族に近づいてこないようにする目的もあって，命令申立 ・現在，強制執行手続申し立て中である。	0	4	0	4	0	
計	173	33	3	2	13	29	16	0	4	2		17		0	23	0	21	3	

★事件名（罪名）別回収率平均値

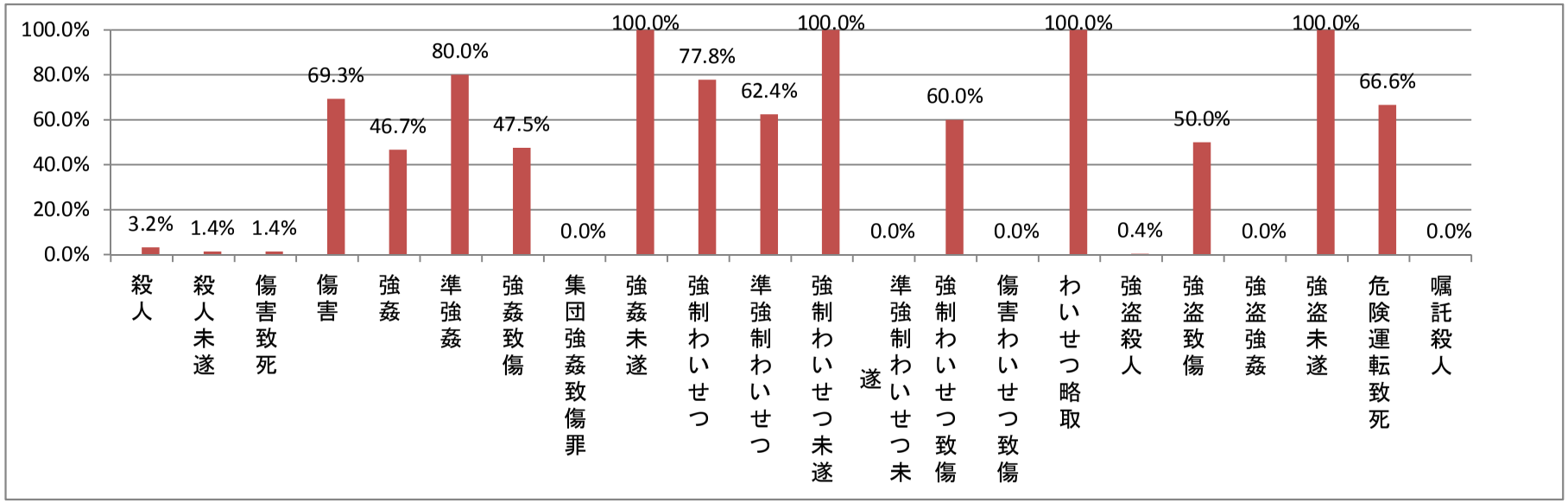

★書面上賠償額別回収率平均値

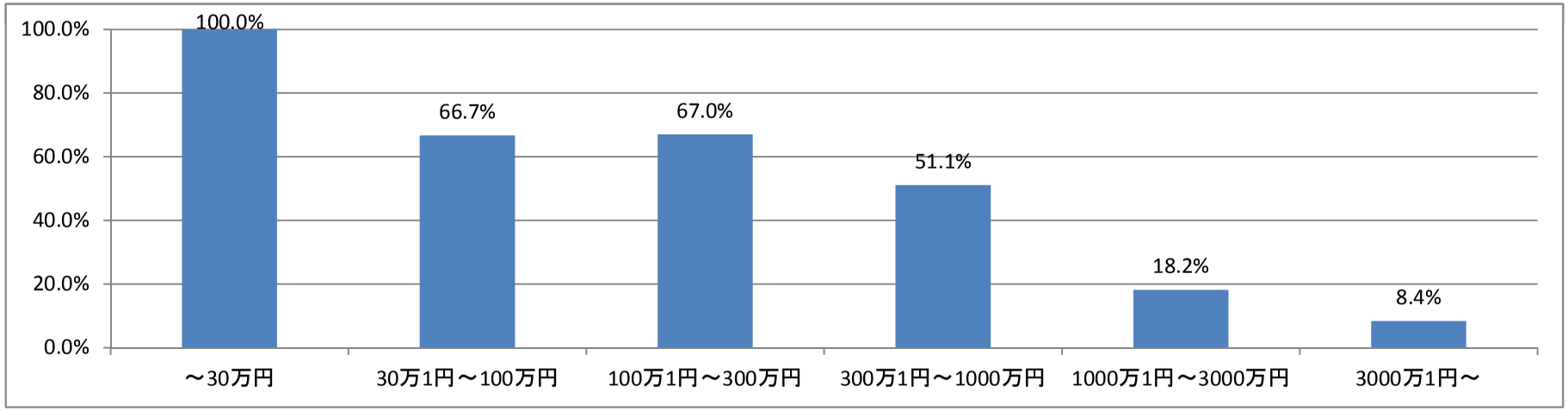

※回収率＝回収額（問7回答）/書面上の賠償額（問5回答）。上記のグループ毎の平均値を算出した。
※事件名（罪名）別回収率平均値については，「集団強姦」，「逮捕監禁致傷」，「強盗致死」，「児童福祉法違反」は計算不能のため省略。

★全額回収したケース（問7で「1　全額」と回答した場合）における債務名義（問6回答）の割合

①民事訴訟の判決	4	5.7%
②損害賠償命令	16	22.8%
③刑事和解	1	1.4%
④公正証書	0	0.0%
⑤示談書・和解書のみ	41	58.5%
⑥その他	8	11.4%
計	70	

★回収不能のケース（（問7で「3　なし」と回答した場合））における債務名義（問6回答）の割合

①民事訴訟の判決	14	25.4%
②損害賠償命令	37	67.2%
③刑事和解	0	0.0%
④公正証書	0	0.0%
⑤示談書・和解書のみ	1	1.8%
⑥その他	3	5.4%
計	55	